

変更後(R6.4.1)の改正	変更後(R6.4.1)	変更理由
<p>第21条 (不正行為等の疑いへの対応)</p> <p>第21条 機構は、本再委託研究開発において不正行為等が行われた疑い（以下「本件疑い」という）があるとする告発を受け付けた場合は、機構の不正行為等対応規則に基づき、甲及び乙に当該告発を回付することができる。</p> <p>2 乙は、乙が直接、又は前項により機構から若しくは他の機関から回付されて、本件疑いがあるとする告発を受け付けた場合、乙の不正行為等対応規則等に基づき、速やかに予備調査の要否を判断し、予備調査が必要と判断した場合は、予備調査を実施する。</p> <p>3 乙は、前項の予備調査の結果、本調査が必要と判断したときは、乙の不正行為等対応規則等に基づき、本調査を実施する。ただし、不正行為等が行われたことが明らかである場合その他の理由により、乙が予備調査を経る必要がないと判断した場合は、予備調査を経ずに本調査を実施することができる。本調査は、調査対象となる本研究者等の所属する研究機関と連携して実施するものとする。</p> <p>4 乙は、本件疑いにつき、以下の各号に該当する場合、速やかに、当該各号に定める事項を甲を通じて機構に報告しなければならない。</p> <p>(1) 予備調査を実施すると判断した場合、当該判断</p> <p>(2) 本調査を実施すると判断した場合、当該判断（予備調査を実施した場合はその結果を含む。）</p> <p>(3) 本調査を実施した場合、その結果</p> <p>5 機構は、乙が実施する本件疑いに関する予備調査又は本調査に関し、必要に応じ、質問し、報告を求め、指示等を行うことができるものとし、甲及び乙はこれに対応するものとする。</p> <p>6 機構は、機構の不正行為等対応規則に基づき、本件疑いに関し、必要に応じて自ら調査することができるものとし、甲及び乙は機構による調査に協力するものとする。</p>	<p>第21条 (不正行為等の疑いへの対応)</p> <p>第21条 機構は、本再委託研究開発において不正行為等が行われた疑い（以下「本件疑い」という）があるとする告発を受け付けた場合は、機構の不正行為等対応規則に基づき、甲に当該告発を回付することができる。</p> <p>2 甲は、甲が直接、又は前項により機構から若しくは他の機関から回付されて、本件疑いがあるとする告発を受け付けた場合、甲の不正行為等対応規則等に基づき、速やかに予備調査の要否を判断し、予備調査が必要と判断した場合は、予備調査を実施する。</p> <p>3 甲は、前項の予備調査の結果、本調査が必要と判断したときは、甲の不正行為等対応規則等に基づき、本調査を実施する。ただし、不正行為等が行われたことが明らかである場合その他の理由により、甲が予備調査を経る必要がないと判断した場合は、予備調査を経ずに本調査を実施することができる。本調査は、調査対象となる本研究者等の所属する研究機関と連携して実施するものとする。</p> <p>4 甲は、本件疑いにつき、以下の各号に該当する場合、速やかに、当該各号に定める事項を機構に報告しなければならない。</p> <p>(1) 予備調査を実施すると判断した場合、当該判断</p> <p>(2) 本調査を実施すると判断した場合、当該判断（予備調査を実施した場合はその結果を含む。）</p> <p>(3) 本調査を実施した場合、その結果</p> <p>5 機構は、甲が実施する本件疑いに関する予備調査又は本調査に関し、必要に応じ、質問し、報告を求め、指示等を行うことができるものとし、甲はこれに対応するものとする。</p> <p>6 機構は、機構の不正行為等対応規則に基づき、本件疑いに関し、必要に応じて自ら調査することができるものとし、甲及び乙は機構による調査に協力するものとする。</p>	<p>誤記の訂正。</p>
<p>第22条 (不正行為等に係る措置)</p> <p>第22条 機構は、前条に定める調査の結果、本再委託研究開発において不正行為等に関与し又は責任を負うと認定された本研究者等に対して、機構の不正行為等対応規則に基づき、機構の配分する競争的研究費等（本再委託研究開発に係る競争的研究費等を含む。）への申請・参加資格の制限措置を行うことができる。</p> <p>2 機構は、本研究者等が本再委託研究開発以外の競争的研究費等その他国費による研究開発において不正行為等に関与し又は責任を負うと認定された場合、当該本研究者等に対して、機構の配分する競争的研究費等（本再委託研究開発に係る競争的研究費等を含む。）への申請・参加資格の制限措置を行うことができる。</p>	<p>第22条 (不正行為等に係る措置)</p> <p>第22条 甲は、前条に定める調査の結果、本再委託研究開発において不正行為等に関与し又は責任を負うと認定された本研究者等に対して、甲の不正行為等対応規則に基づき、甲の配分する競争的研究費等（本再委託研究開発に係る競争的研究費等を含む。）への申請・参加資格の制限措置を行うことができる。</p> <p>2 甲は、本研究者等が本再委託研究開発以外の競争的研究費等その他国費による研究開発において不正行為等に関与し又は責任を負うと認定された場合、当該本研究者等に対して、甲の配分する競争的研究費等（本再委託研究開発に係る競争的研究費等を含む。）への申請・参加資格の制限措置を行うことができる。</p>	<p>誤記の訂正</p>